

ポジティブリスト制度への対応のために 備えておくことが望ましい生産情報

社団法人群馬県畜産協会

食品衛生法に基づく残留農薬のポジティブリスト制度は、基本的には畜産の生産現場において適切な管理、使用が行われている限り、生産者に何ら特別な対応を求めているものではない。しかしながら、食品中に何らかの理由でポジティブリストが定めている基準値を越える物質が検出された場合、その原因等の究明が食品製造業者等から求められることは必至である。そこで、その対応のために畜産の生産段階で備えておくことが望ましい情報（例）を明示し、参考に供する。なお、それぞれの項目における野帳等の様式については、項目を満たすものであれば、すでにあるものを使用してもよいし、新しく作成してもよい。

A. 飼養管理情報

1. 畜舎別飼養管理プログラム
畜舎ごとの家畜の標準的な動態とそこで給与される飼料、投与されるワクチン、動物用医薬品等を明らかにする
2. 飼料給与プログラム
給与飼料の月齢別給与基準を明らかにする
3. ワクチネーション実施プログラム
家畜の標準的なワクチネーションプログラムを明らかにする
4. 薬剤投与プログラム
獣医師に指示のもとに使用する飼料添加物、飼料添加剤等の投与プログラムを明らかにする
5. 消毒プログラム
畜舎及び畜舎周辺で実施する消毒、殺鼠、殺虫プログラムを明らかにする

B. 治療・投薬履歴情報

1. 治療・投薬記録
獣医師あるいは獣医師の指示による家畜の治療・投薬の記録
2. 薬剤・消毒薬・衛生器材等使用記録
動物用医薬品、消毒薬、衛生器材等の使用、損耗記録
3. 保管文書
動物用医薬品指示書、出荷制限期間指示書

C. 経営管理情報

1. 飼料購入記録及び棚卸記録
飼料の表示票、購入記録および毎月末（初）に実施する棚卸し記録
2. 薬剤・消毒薬・衛生器材等購入記録及び棚卸記録
薬剤、消毒薬、衛生器材等の購入記録および毎月末に実施する棚卸記録
3. 出荷記録
肉用に出荷された家畜の出荷記録
4. 販売記録
販売精算書の保管